

駐 車 場 使 用 細 則

パーク上尾団地管理組合（以下「管理組合」という。）は、敷地内の駐車を有料駐車場として運営管理するため、パーク上尾団地管理組合規約第16条に基づき、次のとおり駐車場使用細則（以下「本細則」という。）を定める。

（駐車場の管理）

第 1 条 駐車場の管理運営は、管理組合がこれにあたる。

（使用者の制限）

第 2 条 駐車場の使用者は、パーク上尾に現に居住している組合員及びその同居人（以下「組合員等」という。）に限るものとする。ただし、理事会で承認された場合はこの限りではない。

2、 駐車場を使用できる車両は、道路運送車輛法に定める普通乗用車又は路上運行出来る車両、通常の生活手段として使用しているとし、かつ管理組合に登録された組合員等名義の車両とする。

3、 管理組合は前項の駐車場使用を認める車両については、車両幅1,800mm以下、車両長さ4,930mm以下、車両高さ2,100mm以下、車両重量2,445kg以下の車両とする。

（使用者の申込み及び決定）

第 3 条 駐車場の使用希望者は、管理組合に対して所定の用紙により申し込まなければならない。

2、 使用者は、申込書の受付順に基づき管理組合の定める方法により、管理組合が決定するものとする。

（駐車場使用契約書）

第 4 条 前条第2項により管理組合が駐車場の使用者を決定した場合、管理組合と使用者は、別に定める駐車場使用契約を締結する。

（車両の変更届）

第 5 条 使用者は、駐車場に駐車する車両に変更が生じた場合には、速やかにその旨を管理組合に届け出るものとする。

（駐車場利用証明書の発行）

第 6 条 管理組合は、使用者から「自動車の保管場所確保等に関する法律」に基づく自動車の保管場所使用承諾証明書の発行請求を受けた場合、当該証明書を発行しなければならない。

（使用期間）

第 7 条 駐車場使用契約の期間は、1年間とする。また、解約の申し出がないときは、1年間同一条件をもって更新されるものとし、その後も同様とする。

- 2、 使用者は、前項の使用期間満了前でも1ヶ月前に予告して、駐車場賃貸借契約解約届を提出し、解約することができる。

(駐車時間)

第 8 条 駐車時間は、1日24時間全日制とし、使用車両は、随時所定の場所に駐車することができる。

(駐車場使用料)

第 9 条 駐車場使用料は、管理組合が決定するものとし、使用者は、毎月6日までに、当月分の駐車場使用料を管理組合の指定する方法により、管理組合に支払うものとする。

- 2、 管理組合は、契約期間中においても、施設の改善又は一般物価の変動等により、管理組合が必要と認める場合、管理組合総会の決議により1ヶ月の予告期間をもって駐車場使用料の改定をすることができ、使用者は総会決議による金額を支払うものとする。

(譲渡、転貸等の禁止)

第 10 条 使用者は、駐車場使用権を他に譲渡し、又は転貸等してはならない。

(遵守事項及び処分)

第 11 条 使用者は、駐車場を使用するにあたり、次の事項を遵守しなければならない。

- 1) 必ず指定された場所に駐車すること。
- 2) 隣接の車両等に支障を及ぼさないようにすること。
- 3) 駐車場内に、ガソリン、潤滑油、ワックス等の引火又は発火のおそれのあるもの及びその他爆発のおそれのある危険物、並びにスペアタイヤ等の物品を放置しないこと。
- 4) 警笛及びエンジンの空ぶかし、又は深夜の車の出入りにより、他人に迷惑を及ぼす騒音をできる限り発しないこと。
- 5) 住戸及び植栽に対し、排気ガスを考慮した車両の向きで駐車すること。
- 6) 車両進入禁止区域を走行しないこと。
- 7) 駐車場内は最徐行し、標識の指示に従うこと。
- 8) 車両を離れるときに、サイドブレーキ及びドアの施錠を確認し、貴重品を車内に放置しないこと。
- 9) 駐車違反、無届け駐車、盗難車の放置等の識別に協力すること。
- 10) 駐車場で煙草を吸わないこと。
- 11) 退場車を優先すること。
- 12) 前各号に規定するもののほか、駐車場の管理運営に支障を及ぼす恐れのある行為をしないこと。

- 2、 敷地内の駐車違反、無届け駐車等の車両には、管理組合の定める無断駐車禁止警告票等を貼付し、警告及び制裁金を課することができる。ただし、一時的荷の積み下ろしによる場合等で、非常階段又は消火栓等に支障のない車両についてはこの限りではない。

(駐車場使用契約の解除等)

- 第 12 条 管理組合は、使用者が駐車場使用料を1ヶ月分滞納したとき、又は本細則の条項に違反したときは、駐車場使用契約を解除することができる。
- 2、 組合員が、その所有する専有部分を、他の組合員又は第三者に譲渡したときは、その組合員の駐車場使用契約は効力を失う。
 - 3、 第2項の場合、使用者は無条件にて直ちに駐車場を明け渡さなければならない。

(損害補填の帰属)

- 第 13 条 駐車場内での盗難、衝突及び接触等の事故並びに火災等による災害が生じても管理組合は、損害賠償その他一切の責任を負わない。
- 2、 駐車場の使用者が、場内の施設、機器及び標識等を破損又は汚損したときは、速やかに管理組合に連絡し、指示に従わなければならない。

(規定外事項)

- 第 14 条 本細則に定めのない事項については、パーク上尾管理規約及びパーク上尾使用細則によるほか、管理組合の決定によるものとする。

附 則

(細則の発効)

- 第 1 条 本細則は、2025年6月1日から効力を生じる。

(細則の改正)

- 第 2 条 本細則の変更又は廃止は、団地総会の決議を経なければならない。

(経過措置)

- 第 3 条 2025年6月1日の時点で、未消化の抽選による空き待ち順番者がいる場合は、そちらを優先する。また、2024年の空き待ち抽選会で空き待ち順位に当選しなかった方は、再度順位抽選を行う。

駐 車 場 使 用 契 約 書

パーク上尾団地管理組合（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、パーク上尾団地管理規約第16条に基づき、次のとおり駐車場使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

- 第 1 条 甲は、駐車場のうち後示指定位置を乙に使用せしめることを約する。
- 第 2 条 乙は、駐車する自動車（以下「駐車車両」という。）をあらかじめ甲に届け出なければならない。
- 2、 乙は、前項の届出事項に変更があった場合には、速やかに甲に届け出なければならない。
- 3、 駐車場を使用できる車両は、車両幅1, 800mm以下、車両長さ4, 930mm以下、車両高さ2, 100mm以下、車両重量2, 445kg以下の車両とする。
- 第 3 条 使用料は後示のとおりとし、乙は毎月6日までに当月分の使用料を甲に支払うものとする。
- 2、 前項の使用料金の支払いは、甲の指定する方法で行うものとする。
- 3、 使用料金は管理組合総会により金額変更が可決承認された時には変更する。
- 第 4 条 使用期間は後示のとおりとする。
- 2、 乙は、前項の使用期間満了前でも1ヶ月前に予告して本契約を解約することができる。
- 3、 第1項の使用期間の満了する1ヶ月前までに甲又は乙から何等の申出がないときは、本契約は1年間同一条件をもって更新されるものとし、その後も同様とする。
- 第 5 条 乙は、駐車場の使用権を他に譲渡し、又は転貸等することができない。
- 第 6 条 乙は、駐車場を善良なる管理者の注意をもって使用し、次に掲げる行為をしてはならない。
- 1) 駐車（ここでいう駐車とは車両を通常的生活手段として使用している場合を指す）以外の目的に使用すること。
- 2) 駐車場内に発火性又は引火性の高い物品を持ち込むこと。
- 3) 他の自動車の運転使用を妨げるおそれのある行為をすること。
- 4) 法律上運行出来ない車両を保管駐車すること。
- 5) 前各号に規定するもののほか、駐車場使用細則に反する行為をすること。

2、 前項の規定のほか甲が駐車場の管理上必要な規定等を作成し、又は変更して、これを乙に通知し、若しくは適当な場所に掲示した時は、乙はこれを守らなければならない。

第 7 条 駐車場内において駐車車両が盗難・衝突・接触等の事故を起こし、又は天災地変、火災その他の事由により滅失、毀損等乙に損害が生じても、甲は乙に対し損害賠償その他一切の責任を負わない。

第 8 条 乙が第 3 条の使用料金を 1 ヶ月以上延滞する等、本契約及び駐車場使用細則の条項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。

2、 乙が、その所有する専有部分を、他の組合員又は第三者に譲渡又は貸与したときは、本契約は効力を失う。

第 9 条 使用期間満了、契約の解除等によって本契約が終了した場合、乙は無条件にて直ちに使用駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第 10 条 本契約に定めのない事項については、パーク上尾駐車場使用細則によるほか、甲・乙協議の上誠意をもって処理しなければならない。

| | | |
|---------|-----|-------------------|
| 駐 車 車 輛 | 車 名 | 登録番号 |
| 使 用 料 金 | 月 額 | 10,000円 |
| 駐 車 場 所 | | |
| 使 用 期 間 | 西暦 | 年 月 日から西暦 年 月 日まで |

上記契約の証として、本契約書 2 通を作成し、署名捺印の上、甲・乙各 1 通を保持する。

年 月 日

甲 パーク上尾団地管理組合

理事長

印

乙 住戸番号 号室

氏名

印

駐車場賃貸借契約解約届

パーク上尾団地管理組合 理事長殿

(提出先：管理事務室)

提出日 年 月 日

パーク上尾団地 番館 号室

契約者（区分所有者）氏名 印

電話番号： ()

私は、次のとおり、駐車場賃貸借契約の解約を届け出ます。

なお、契約解約日までの駐車場使用料を支払うことを承諾します。

***管理組合記入欄**

| | | |
|-----------|------------|------------|
| 解約区画番号： 番 | 解約区画使用料： 円 | 解約日： 年 月 日 |
|-----------|------------|------------|

***申請者記入欄**

駐車場使用料の請求停止手続に約1ヶ月を要するため、駐車場使用料が引き落としされる場合があります。この場合、該当する駐車場使用料支払者、及び希望する清算方法に✓印を付けて下さい。

駐車場使用料の支払いが本人

駐車場使用料の支払いが本人以外 支払者名

[清算方法]

相殺処理…翌月もしくは翌々月に管理費等より生産金額を相殺します。

送金処理…送金口座を指定して下さい。

管理費等または駐車場使用料引落口座へ返金

その他、指定口座

(こちらを指定した場合は、後日、管理会社より確認)

***解約理由について、該当する項目に✓印を付けて下さい。**

専有部分の特定承継

新区画での契約

専有部分からの本人の転居

専有部分からの借受人の転居

＜注意事項＞

*本書面の到着をもって、解約の手続きをします。月末提出の場合、解約手続きが間に合わない場合がありますので、各月25日より前に提出をお願いします。

*契約解約日とは、解約を届け出た日を含めた1ヵ月後の月末となります。

*規約、委託契約書に基づき管理組合、管理会社双方に通知するものとし、管理上の目的以外では使用しません。

駐 車 場 申 込 書

パーク上尾団地管理組合 駐車駐輪委員会 殿

(提出先：管理事務室)

提出日 年 月 日

パーク上尾団地 番館 号室

申込者（区分所有者）氏名 印

電話番号 ()

私は、下記の「駐車場空き待ちの注意事項」を確認し、駐車場の使用を申込ます。
 なお、駐車場順番が来た時、下記の注意事項に違反がある場合は、次の方へ順番
 を移行することを承諾します。

[駐車場空き待ちの注意事項]

- (1) この申込書は、駐車場の空き待ち順番を決めるもので、駐車場がすぐに使
 用できるわけではありません。
- (2) 駐車場は、現に居住している管理組合員及びその同居人名義の車両が利用
 できます。
- (3) 2台目以上の方と賃貸契約居住者の方は申し込み資格がありません。
- (4) 駐車場を使用できる車両サイズ（車幅180cm以下、長さ493cm以下、
 車両重量2,445kg以下）の車両です。
- (5) 駐車場使用契約の順番が来た時、1ヶ月以内に駐車場使用契約書を提出する
 （車両が1ヶ月以内に準備できない方は新規契約が出来ません）
- (6) 管理規約、駐車場使用細則を事前に確認願います。

*管理人記入

*駐車駐輪委員会記入

| | |
|-----|------------|
| 受付日 | 順番待ちリスト記載日 |
|-----|------------|

----- 切取線 -----

駐車場申込書（控）

申込者へ返却

申込者 番館 号室 氏名

*駐車駐輪委員会記入

| | |
|------------|---------------|
| 順番待ちリスト記載日 | 申込書提出時の空き待ち順位 |
|------------|---------------|